

2. 第二種貨物利用運送事業の変更申請等

航空貨物運送に係る第二貨物利用運送事業の変更を行おうとする者は、国土交通大臣の認可を受ける必要がある。申請に当たっては下記の書類を提出すること（法25条（事業計画、集配事業計画の変更）、省20条（事業計画及び集配事業計画の変更の認可の申請）、省21条（集配事業計画の変更の届出）、省22条（事業計画及び集配事業計画の軽微な変更の届出））

（1）事業計画及び集配事業計画の変更（法25条）

法25条（事業計画及び集配事業計画の変更）

- 1項 第二種貨物利用運送事業者は、事業計画及び集配事業計画の変更（第3項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 2項 第23条の規定は、前項の認可について準用する。
- 3項 第二種貨物利用運送事業者は、国土交通省令で定める集配事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画及び集配事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

省20条（変更登録の申請）

- 1項 法第25条第1項の規定により事業計画又は集配事業計画の変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更認可申請書又は集配事業計画変更認可申請書を提出しなければならない。
 - 1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 2号 変更しようとする事項（当該事項に係る利用運送機関の種類及び新旧の対照を明示すること。）
 - 3号 変更を必要とする理由
- 2項 前項の申請書には、前条第1項に掲げる書類のうち事業計画又は集配事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

省21条（集配事業計画の変更の届出）

- 1項 法第25条第3項の国土交通省令で定める集配事業計画の変更は、第18条第2項第4号イに掲げる事項に係る変更であって、利用運送機関の種類の変更に伴うもの以外のものとする。
- 2項 前項の集配事業計画の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した集配事業計画変更事前届出書を提出しなければならない。
 - 1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 2号 変更しようとする事項（当該事項に係る利用運送機関の種類及び新旧の対照を明示すること。）
 - 3号 変更を必要とする理由
- 3項 前項の届出書には、第19条第1項に掲げる書類のうち集配事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

省22条（事業計画及び集配事業計画の軽微な変更の届出）

- 1項 法25条3項（事業計画及び集配事業計画の軽微な変更の届出）の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画及び集配事業計画の変更は、次に掲げる事項に係る変更であって、利用運送機関の種類の変更に伴うもの以外のものとする。
 - 1号 事業計画の変更の場合にあっては、省18条1項（事業計画）3号（主たる事務所の名称及び位置）、4号（営業所の名称及び位置）及び6号（貨物の保管施設を必要とする場合にあっては、保管施設の概要）、7号（利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要）、8号（実運送事業者又は貨物利用運送事業者からの貨物の受取を他の者に委託して行う場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに営業所の名称及び位置）までに掲げる事項
 - 2号 集配事業計画の変更の場合にあっては、省18条2項（集配事業計画）2号（貨物の集配を行う地域）、3号（貨物の集配に係る営業所の名称及び位置）及び5号（貨物の集配を他の者に委託して行う場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに営業所の名称及び位置並びに受託者が当該貨物の集配の用に供する事業用自動車の数）に掲げる事項（同項3号に掲げる事項にあっては、貨物の集配を自動車を使用して行う営業所の位置を除く）
- 2項 前項の事業計画又は集配事業計画の変更を届出しようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更事後届出書又は集配事業計画変更事後届出書を提出しなければならない。

- 1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2号 変更した事項（当該事項に係る利用運送機関の種類及び新旧の対照を明示すること。）
- 3号 前項の届出書には、省19条1項（添付書類）に掲げる書類のうち事業計画又は集配事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

（2）第二種貨物利用運送事業変更認可申請書

A. 事業計画変更及び集配事業計画変更の認可申請（利用運送機関の種類の変更）

鉄道貨物利用運送事業等を許可済みの事業者が航空貨物利用運送事業を新たに行う場合、事業計画変更及び集配事業計画変更の認可申請が必要になる。

○申請に当たっては次の書類を提出する

- ・事業計画変更認可申請書（事業計画（航空貨物運送）を含む）
様式例、記載例、記載上の注意等は「1. 貨物利用運送事業の種類」を除き、新規事業許可申請「1. 第二種貨物利用運送事業の許可申請」に同じ
- ・集配事業計画変更認可申請書
事業計画の場合と同様に新規事業許可申請「1. 第二種貨物利用運送事業の許可申請」に同じ
- ・添付書類
新規事業許可申請「1. 第二種貨物利用運送事業の許可申請」に準ずる

B. 事業計画変更及び集配事業計画変更の認可申請（利用運送機関の種類以外の変更）

航空貨物利用運送事業を許可済みの事業者が以下の事項の事業計画及び集配事業計画の変更を行う場合は、認可申請が必要になる。

○事業計画

- ・利用運送の区域又は区間
 - ・業務の範囲
- 集配事業計画
- ・貨物の集配拠点
 - ・貨物の集配を自動車を使用して行う営業所の位置
 - ・車庫の位置及び収容能力
 - ・運転者及び従業員の種類又は睡眠をするための施設の位置及び収容能力

○申請に当たっては次の書類を提出する

- ・事業計画変更認可申請書
- ・集配事業計画変更認可申請書
- ・添付書類（変更に関する事項に係るものに限る）
なお、事業計画の変更認可及び集配事業計画の変更認可に併せて「事業計画変更及び集配事業計画変更の届出」に該当する変更を行う場合は、事業計画の変更の届出又は集配事業計画の変更届出も同時に提出して差し支えない。

C. 集配事業計画の変更

航空貨物利用運送事業を許可済みの事業者が以下の事項の集配事業計画の変更を行う場合は、事前届出書の提出が必要になる。

○集配事業計画

- ・各営業所に配置する事業用自動車の数
- 申請に当たっては次の書類を提出する
- ・集配事業計画変更認可申請書
 - ・添付書類（変更に関する事項に係るものに限る）

D. 事業計画及び集配事業計画の軽微な変更の届出

航空貨物利用運送事業を許可済みの事業者が以下の事業計画及び集配事業計画の変更を行う場合は、変更を行った後、遅滞なく届出書を提出が必要にする。

○事業計画

- ・主たる事務所の名称及び位置
- ・営業所の名称及び位置
- ・保管施設の概要
- ・利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要
- ・実運送事業者又は貨物利用運送事業者からの貨物の受取を他の者に委託して行う場合にあっては、受託

- 者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに営業所の名称及び位置
- 集配事業計画
 - ・貨物の集配を行う地域
 - ・貨物の集配に係る営業所の名称及び位置（事業用自動車を使用する場合にあっては、営業所の位置の変更を除く）
 - ・貨物の集配を他の者に委託して行う場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに営業所の名称及び位置並びに受託者が当該貨物の集配の用に供する事業用自動車の数
 - 申請に当たっては次の書類を申請する。
 - ・事業計画変更事後届出書
 - ・集配事業計画変更事後届出書
 - ・添付書類

（３）添付書類（変更事項の種類に応じて必要な書類を用意）

- ①利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約の追加、変更がある場合、その契約書の写し
 - ②貨物利用運送事業の用に供する施設の追加、変更等がある場合、それらに関する事項を記載した書類（貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、保管施設の面積、構造及び附属設備を記載した書類を含む。）ただし、位置の変更の場合には、使用権限を証する書類等の書類を添付する必要はない。
 - ③自動車を使用して貨物の集配を行う第二種貨物利用運送事業を経営内容の変更、追加しようとする場合（当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法第3条又は第35条第1項の許可を受けている者を除く。）にあっては、事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類
 - ④主たる事務所変更の場合使用権限を証する書類
 - ⑤貨物利用運送事業部門の組織体制の変更、追加の概要
- なお、事業計画及び集配事業計画の変更については、鉄道運送に係る第二種利用運送事業も併せて申請する場合は、運送機関の種類毎に別業にして申請すること。

【 言 明 例 】

年 月 日

国土交通大臣
○○ ○○ 殿

住 所 _____
氏名又は名称 _____
代表者氏名 _____

第二種貨物利用運送事業の事業計画（及び集配事業計画）変更認可申請書

貨物利用運送事業法第25条第1項の規定に基づき、第二種貨物利用運送事業に係る変更認可申請をいたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 名 称 _____
 住 所 _____
 代表者氏名 _____
2. 変更しようとする事項及び新旧対照表
 (1) 変更しようとする事業に係る利用運送機関の種類
 航空貨物運送
 (2) 新旧対照表
 事業計画（別紙1のとおり）
 集配事業計画（別紙2のとおり）

3. 変更を必要とする理由

4. 添付書類

〔記入要領〕

1. 第二種貨物貨物利用運送事業の変更の種類により変更認可申請の標記は以下の通り

- ①第二種貨物利用運送事業の事業計画及び集配事業計画の変更認可申請
 - ・航空二種の許可済みのものが事業計画（利用運送機関の種類、利用運送の区域又は区間、業務の範囲）及び集配事業計画（貨物の集配の拠点、貨物の集配に係る営業所の位置（貨物の集配を自動車を使用して行う営業所のみ）、車庫の位置及び収容能力、休睡眠施設の位置及び収容能力）を変更する場合。
- ②事業計画変更認可申請
 - ・航空二種の許可済みの者が事業計画（利用運送の区域又は区間、業務の範囲）のみを変更する場合
- ③集配事業計画変更認可申請
 - ・航空二種の許可済みの者が集配事業計画（貨物の集配の拠点、貨物の集配に係る営業所の位置（貨物の集配を自動車を使用して行う営業所のみ）、車庫の位置及び収容能力、休睡眠施設の位置及び収容能力）のみを変更する場合。

2. 変更しようとする事項を具体的に記載する。

- ①変更しようとする事業に係る利用運送機関の種類は「航空貨物運送」と記載
- ②変更しようとする事項に該当する場合、新旧対照表を添付する

例：利用運送機関の追加を行った場合

新	旧
鉄道貨物運送	鉄道貨物運送
航空貨物運送	

3. 変更を必要とする理由を具体的に記載する

4. 添付書類

変更、追加した事項の契約書、使用権原、所有、賃借等証明するための書類

【 記 載 例 】

年 月 日

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

第二種貨物利用運送事業の集配事業計画の変更事前届出書

貨物利用運送事業法第25条第3項の規定に基づき、第二種貨物利用運送事業に係る変更事前届出をいたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称
住 所
代表者氏名

2. 変更しようとする事項

- (1) 変更しようとする事業に係る利用運送機関の種類
航空貨物運送
(2) 新旧対照表
集配事業計画（別紙1のとおり）

3. 変更を必要とする理由

4. 添付書類

〔記入要領〕

1. 第二種貨物利用運送事業の集配事業計画の変更事前届出で変更できる事項は以下の通り

○貨物の集配に係る営業所に配置する事業用自動車の数の変更のみ

2. 変更しようとする事項を具体的に記載する。

- ①変更しようとする事業に係る利用運送機関の種類は「航空貨物運送」と記載
②変更しようとする事項に該当する場合、新旧対照表を添付する

3. 変更を必要とする理由を具体的に記載する

4. 添付書類

変更、追加した事項に関する書類

【 記 載 例 】

年 月 日

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

第二種貨物利用運送事業の事業計画（及び集配事業計画）の変更事後届出書

貨物利用運送事業法第25条第3項の規定に基づき、第二種貨物利用運送事業に係る変更事後届出をいたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称
住 所
代表者氏名

2. 変更しようとする事項

- (1) 変更しようとする事業に係る利用運送機関の種類
航空貨物運送
(2) 新旧対照表

3. 変更を必要とする理由

4. 添付書類

〔記入要領〕

1. 第二種貨物利用運送事業の軽微な変更の届出により変更できる事項は以下の通り

①第二種貨物利用運送事業の事業計画

- ・主たる事務所の名称及び位置
- ・営業所の名称及び位置
- ・保管施設の概要
- ・利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要
- ・実運送事業者又は貨物利用運送事業者からの貨物の受取を他の者に委託して行う場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに営業所の名称及び位置

②第二種貨物利用運送事業の集配事業計画

- ・貨物の集配を行う地域
- ・貨物の集配に係る営業所の名称及び位置（事業用自動車を使用する場合にあっては、営業所の位置の変更を除く）
- ・貨物の集配を他の者に委託して行う場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに営業所の名称及び位置並びに受託者が当該貨物の集配の用に供する事業用自動車の数

2. 変更しようとする事項を具体的に記載する。

- ①変更しようとする事業に係る利用運送機関の種類は「航空貨物運送」と記載
②変更しようとする事項に該当する場合、新旧対照表を添付する

3. 変更を必要とする理由を具体的に記載する

4. 添付書類

変更、追加した事項の契約書、使用権原、所有、賃借等証明するための書類

記載上の注意)

- 変更申請のうち当該変更事項に係る部分の新旧対照表等を記載する。

事業計画

1. 利用運送に係る運送機関の種類

新	旧
○貨物運送 航空貨物運送	○貨物運送

2. 利用運送の区域又は区間

(一般混載事業の場合)

下記①～④のいずれかの記載方法による新旧対象法で記載

①空港名or都市名による記載例

仕立地	仕向地
東京	アメリカ合衆国 シカゴ、サンフランシスコ 4地点 カナダ トロント 1地点 計5地点

仕立地、仕向地は、空港名か都市名を記載。

③地域による記載例

仕立地	仕向地
東京	北米 アジア

仕向地は、空港名か都市名を記載。

仕立地は、国名を記載。

(宅配便事業の場合)

新		旧	
仕立地	仕向地	仕立地	仕向地
東京	TC1、2、3	東京	TC1、2、3
大阪	TC1、2、3		

路線の追加申請をする場合は上記のとおり仕立地及び仕向地の新旧対照表を記載する。

3. 主たる事務所の名称及び位置

新		旧	
名称	住所	名称	住所
名称	〇〇市〇〇-〇〇-〇〇	名称	〇〇市〇〇-〇〇-〇〇
住所	〇〇市〇〇-〇〇-〇〇	住所	〇〇市〇〇-〇〇-〇〇

本社(航空利用運送業務を統括する事務所が別にある場合は、その統括する事務所)の名称及び所在地(どちらか一方の変更も同じ)に変更があった場合は、新旧対照表を記載する。

*添付書類:所有、賃借の裏付書類(賃貸借契約書の写し、土地建物の登記簿謄本)

4. 営業所の名称及び位置

新				旧			
営業所名	住所	所有・借別	備考	営業所名	住所	所有・借別	備考
〇〇営業所	〇〇市〇〇-〇〇-〇	所有	併用	新に同じ			
〇〇営業所	〇〇市〇〇-〇〇-〇	賃借	併用				

航空貨物利用運送事業に係る営業所に変更があった場合は、新旧対照表を記載する。

備考欄は実運送事業との併用か否かを記載する。

*添付書類:所有、賃借の裏付書類(賃貸借契約書の写し、土地建物の登記簿謄本、案内図、平面図、図版、都市計画法関係法令の規定に抵触しない旨の宣誓書)ただし、位置の変更の場合には、添付書類を必要としない。

別紙1

5. 業務の範囲

国際運送に係る一般混載事業 又は 国際運送に係る宅配便事業

宅配便事業を追加する場合(一般混載事業を追加する場合も同様)

新	旧
国際運送に係る一般混載事業 国際運送に係る宅配便事業	国際運送に係る一般混載事業

「国際運送に係る一般混載事業」、「国際運送に係る宅配便事業」の別を必ず記載する。

6. 保管施設の概要

新				旧					
保管施設名	所在地	棟数	所有・借別	面積(m ²)	保管施設名	所在地	棟数	所有・借別	面積(m ²)
〇〇営業所(内)	〇〇市〇〇-〇〇	1	荷役所	〇〇.〇〇m ²	新に同じ				
〇〇営業所(内)	〇〇市〇〇-〇〇	1	荷役所	〇〇.〇〇m ²					

航空貨物利用運送事業に係る保管施設に変更があった場合は、新旧対照表を記載する。

*添付書類:所有、賃借の裏付書類(賃貸借契約書の写し、土地建物の登記簿謄本、案内図、平面図、図版、都市計画法関係法令の規定に抵触しない旨の宣誓書)ただし、位置の変更の場合には、添付書類を必要としない。

7. 利用する運送を行う実運送事業者または利用運送事業者の概要

新			旧		
運送事業者名	住所	備考	運送事業者名	住所	備考
日本航空(株)	〇〇市〇〇-〇〇-〇〇	航空運送事業	新に同じ		
△△運送(株)	△△市△△-△△-△△	航空貨物利用運送事業者			

利用する運送を行う実運送事業者または貨物利用運送事業者に変更があった場合は、新旧対照表を記載する。

備考欄は、実運送事業者、貨物利用運送事業者の別を記載する

*添付書類:利用する運送事業者等との契約書の写し

8. 仕向地における受取事業者の名称及び住所等

新				新			
仕向地	受取事業者名	住所	備考	仕向地	受取事業者名	住所	備考
〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇1-2-3	新規受取事業者				
〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇4-5-6	既存受取事業者	新に同じ			

仕向地における受取事業者に変更があった場合は、新旧対照表を記載する。

*添付書類:新規受取事業者にあつては、海外仕分け代理店との契約書の写し

集配事業計画

1. 貨物の集配の拠点

新		旧	
仕立地	仕向地	仕立地	仕向地
東京	省略	東京	省略
大阪	省略	大阪	省略
名古屋	省略		

- ①変更許可申請のうち新規路線追加がある場合は、新旧対照表を記載する。
- ②事業計画2. 「利用運送の区域または区間」の仕立地（発空港）及び仕向地（着空港）（仕向地が海外にある場合には省略することができる）を記載する。

2. 貨物の集配を行う地域

「仕立地及び仕向地周辺」
「仕立地及び仕向地周辺」と記載する。（事業計画2. 区域と同じ）

3. 貨物の集配に係る営業所の名称及び位置

新				旧			
営業所名	住所	所有・賃借の別	備考	営業所名	住所	所有・賃借の別	備考
〇〇営業所	〇〇市〇〇町1-2-3	所有	併用	新に同じ			
△△営業所	△△市△△町1-3-5	賃借	併用				

航空利用運送事業に係る集配営業所に変更があった場合は、新旧対照表を記載する。（仕向地が海外にある場合には、仕向地の集配営業所については省略することができる）

備考欄には実運送事業との併用か否かを記載する。

*添付書類：所有、賃借の裏付書類（賃貸借契約書の写し、土地建物の登記簿謄本、案内図、平面図、図版、都市計画法関係法令の規定に抵触しない旨の宣誓書）ただし、位置の変更（貨物の集配を自動車を使用して行う営業所の場合は除く。）の場合には、添付書類を必要としない。

4. 貨物の集配体制

（自己の集配体制で実施する場合）

【仕立地（発空港）】

イ) ①営業所に配置する事業用自動車の数

【新】

種別	事業用自動車の種類				備考
	小型	普通	その他	計	
〇〇営業所	1	3		4	併用
□□営業所	1	3		4	併用
△△営業所		5		5	併用◎
計	2	11		13	

【旧】

種別	事業用自動車の種類				備考
	小型	普通	その他	計	
〇〇営業所	1	3		4	併用
□□営業所	1	3		4	併用
計	2	6		8	

*申請に係る新営業所は、備考欄に◎印を記入すること

②営業所に配置する事業用自動車の内訳及び運転者の人数

【新】

営業所名	種別	車名	年式	最大積載量	登録番号	運転手数	備考
〇〇営業所	普通	トヨタ	H5	2,000kg	001171234	2	併用
	普通	日産	H7	4,000kg	001174567	2	併用
△△営業所	普通	おそう	H8	2,000kg	001172589	2	併用
	小型	いすゞ	H8	400kg	004472468	2	

【旧】

営業所名	種別	車名	年式	最大積載量	登録番号	運転手数	備考

〇〇営業所	普通	トヨタ	H5	2,000kg	001171234	2	併用
	普通	日産	H7	4,000kg	001174567	2	併用

ロ) 営業所と車庫との距離並びに車庫の位置及び収容能力

【新】

営業所名	轉との距離	車庫所在地	車庫収容能力		備考
			有蓋	無蓋	
〇〇営業所	〇〇km	〇〇市〇〇町1-2-3	〇〇.〇㎡	〇〇.〇㎡	
□□営業所	〇〇km	□□市□□町1-2-3	〇〇.〇㎡	〇〇.〇㎡	◎

【旧】

営業所名	轉との距離	車庫所在地	車庫収容能力		備考
			有蓋	無蓋	
〇〇営業所	〇〇km	〇〇市〇〇町1-2-3	〇〇.〇㎡	〇〇.〇㎡	

*申請に係る新営業所は、備考欄に◎印を記入すること

ハ) 集配業務に従事する従業員の休憩・睡眠のための施設の位置及び収容能力

【新】

営業所名	所在地	収容能力		備考
		休憩	睡眠	
〇〇営業所	〇〇市〇〇町5-8-2	〇〇.〇㎡	〇〇.〇㎡	
□□営業所	□□市□□町1-2-3	〇〇.〇㎡	〇〇.〇㎡	◎

【旧】

営業所名	所在地	収容能力		備考
		休憩	睡眠	
〇〇営業所	〇〇市〇〇町5-8-2	〇〇.〇㎡	〇〇.〇㎡	

*申請に係る新営業所は、備考欄に◎印を記入すること

【仕向地（着空港）】

イ) ①営業所に配置する事業用自動車の数

②営業所に配置する事業用自動車の内訳

ロ) 営業所と車庫との距離並びに車庫の位置及び収容能力

ハ) 集配業務に従事する従業員の休憩・睡眠のための施設

ニ) 運行管理者及び整備管理者の選任状況

記載方法は、仕立地（発空港）の上記イ～ニと同じ

（自己の集配体制で実施する場合）

仕立地及び仕向地の集配体制に変更があった場合は、新旧対照表を記載する。（仕向地が海外にある場合には、仕向地の記載を省略することができる）

【仕立地（発空港）】

イ) ①営業所に配置する事業用自動車の数

○常時使用する貨物自動車の配置車両数の変更を記載する。

○「その他」の欄には冷蔵車等の特殊車両数を記載する。

○備考欄は貨物自動車運送事業と併用する車両がある場合「併用」と記載する。

○軽車両がある場合、備考欄に記載する。

②営業所に配置する事業用自動車の内訳

○年式については車検証の初年度登録を記載する。

○備考欄には貨物自動車運送事業と併用する車両がある場合「併用」と記載する。

ロ) について

営業所と車庫との距離並びに車庫の位置及び収容能力

○有蓋施設、車庫収容能力については面識を記載する

*添付書類：所有、賃借の裏付け書類（賃貸借契約書の写し、土地建物の登記簿謄本、案内図、平面図、図版、都市計画法関係法令の規定に抵触しない旨の宣誓書）

ハ) 集配業務に従事する従業員の休憩又は仮眠施設の位置及び収容能力

○収容能力は休憩・睡眠施設毎に記載。

*添付書類：所有、賃借の裏付け書類（賃貸借契約書の写し、土地建物の登記簿謄本、案内図、平面図、図版、都市計画法関係法令の規定に抵触しない旨の宣誓書）

【仕向地（着空港）】

- 記載事項、添付書類は、仕立地（発空港）と同じ。
- 仕向地が海外にある場合、省略することができる。

5. 集配を他の者へ委託する場合

イ) 仕立地（発空港）における受託者の氏名及び住所、法人の場合は、代表者の氏名、当該営業所の名称及び位置、当該集貨車両数

〔新〕

仕立地	氏名及び名称 住所	代表者 の氏名	営業所名 住所	集貨車両数	備考
東京	○○運輸(株) ○○市○○町2-4-6	○○○	○○営業所 ○○市○○町1-2-5	10台	一般貨物自動車運送事業者
大阪	××運送(株) □□市○△町5-9-1		○△営業所 △△営業所 □□市○△町5-1-9 ○×市△△町2-5-9	15台	一般貨物自動車運送事業者

〔旧〕

仕立地	氏名及び名称 住所	代表者 の氏名	営業所名 住所	集貨車両数	備考
東京	○○運輸(株) ○○市○○町2-4-6	○○○	○○営業所 ○○市○○町1-2-5	10台	一般貨物自動車運送事業者
大阪	××運送(株) □□市○△町5-9-1		○△営業所 △△営業所 □□市○△町5-1-9 ○×市△△町2-5-9	15台	一般貨物自動車運送事業者

ロ) 仕向地（着空港）における受託者の氏名及び住所、法人の場合は、代表者の氏名、当該営業所の名称及び位置、当該集貨車両数

○記載方法は、上記イと同じ

【仕向地（着空港）】

- 記載事項、添付書類は、仕立地（発空港）と同じ。
- 仕向地が海外にある場合、省略することができる。

(集配を他の者へ委託する場合)

イ) 仕立地（発空港）における受託者の氏名及び住所、法人の場合は、代表者の氏名、当該営業所の名称及び位置、当該集貨車両数

○備考欄には「一般貨物自動車運送事業者」、「航空に係る第二種貨物利用運送事業者」の別を記載。

*添付書類・・・受託者との集配業務委託契約書の写し

ロ) 仕向地（着空港）における受託者の氏名及び住所、法人の場合は、代表者の氏名、当該営業所の名称及び位置、当該集貨車両数

○記載方法、添付書類は、上記イと同じ

○仕向地が海外にある場合、省略することができる。

添付書類（2） 施設説明書

保管施設	延床面積	構造	附属整備
××倉庫	○○㎡	RC	
○○上屋	△△㎡	木造	

- ①構造は、RC、木造等の区分を記載すること。
- ②冷蔵倉庫等特殊な保安施設についてはその旨、記注すること。
- ③附属設備の欄には、火災防止設備、盗難予防設備等について記載すること。
- ④貨物利用運送事業の用に供する施設の使用権原を証する書類を添付すること（賃借の場合は契約書の写し、所有の場合は土地・建物の登記簿謄本）
- ⑤案内図、図面等を添付すること。
- ⑥都市計画法関係法令の規定に抵触しない旨の宣誓書

(以下様式例は略)

添付書類（1）

利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し

添付書類（3）

事業用自動車の運行管理体制の概要

添付書類（4）

主たる事務所の使用権限を証する書類

添付書類（5）

海外仕分代理店契約書の写し（国際運送に係るもののみ）

添付上の注意事項

(1) について

①航空会社の貨物代理店契約書の写しを添付すること

なお、国際航空に係る場合にあつては、主な航空会社の貨物代理店契約書の写し又はIATA貨物代理店契約を締結している事業者は、IATA貨物代理店承認状。

②集配事業を他の者に委託する場合にあつては、受託者との業務委託契約書の写しを添付すること。

(3) について

運行管理体制を表した指揮命令組織図を添付すること。

(4) について

土地、建物登記簿謄本、土地建物賃貸借契約書の写しを添付すること。

(5) について

利用運送事業部門の組織体制図（人員の配置を含む）を添付すること。

添付書類 宣誓書
(様式例1)

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第21条第2項及び同法施行規則第19条第1項第2号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所及び集配営業所^(注)について、使用権原を有することを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

印

(注) 上記「営業所及び集配営業所」について、保管施設を保有する場合は、「営業所、集配営業所及び保管施設」と記載すること。なお、特定第二種貨物利用運送事業（貨物の集配について、貨物自動車運送事業法の許可を受けることなく、貨物利用運送事業法の許可に基づき事業用自動車保有する第二種貨物利用運送事業）の場合は、「営業所及び集配営業所」を「営業所」と記載するものとする。

添付書類 宣誓書
(様式例2)

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第21条第2項及び同法施行規則第19条第1項第2号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所及び集配営業所^(注)について、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

印

(注) 上記「営業所及び集配営業所」について、保管施設を保有する場合は、「営業所、集配営業所及び保管施設」と記載すること。なお、特定第二種貨物利用運送事業（貨物の集配について、貨物自動車運送事業法の許可を受けることなく、貨物利用運送事業法の許可に基づき事業用自動車保有する第二種貨物利用運送事業）の場合は、「営業所及び集配営業所」を「営業所、集配営業所、車庫及び休憩・睡眠施設」と記載するものとする。